

中東知的財産ニュースレター Vol. 78

◆ 目次

1. 主要トピック

サウジアラビア

- 名字の商標登録規則をめぐる最新情勢

イエメン

- イエメンが商標に関するニース分類の第 10 版を採用

パキスタン

- 地理的表示の国際的保護に関するリスボン協定への加入準備を進めるパキスタン

エジプト

- エジプト知的財産庁の設立

2. 他のトピック

UAE

- 知的財産と創造的コンセプトの保護に関する子供たちの理解を深めるためドバイ税関が児童向け啓発プログラムを実施
- ドバイ電力水道公社 (DEWA) の研究開発センターが 3D 印刷、液体薬品、バッテリーソリューションに関するイノベーションについて特許を出願
- アラブ首長国連邦大学が全米発明家アカデミーの会員に
- AI の時代に知的財産権が直面する諸問題を国際政府コミュニケーション・フォーラム (IGCF) が討議

サウジアラビア

- SAIP と英国知的財産庁の協力関係を確立する覚書 (MOU) の署名
- サウジアラビアの宗教警察「勸善懲悪委員会」の委員長が国家知的財産サポートセンター・ネットワークに加入

トルコ

- 2023 年 7 月 10 日、トルコ特許商標庁と WIPO が産業財産関連の紛争解決に関する覚書 (MOU) に署名
- トルコが現在実施中の「グローバル地理的表示キャンペーン」の活動内容と成果

パキスタン

- 第2回諮問会議が知的財産、遺伝資源、伝統的知識（GR&ATK）に関するWIPOの国際法律文書について協議
- ラホールを拠点として活動する「パキスタン米輸出業者協会」（REAP）をパキスタン知的財産機構（パキスタンIPO）が訪問

オマーン

- オマーンは知的財産の活用を通じて国内消費と輸出の両面で多彩な製品カテゴリーを享受
- 潜水艇の船体メンテナンスと修理を行うロボットについてオマーン王立海軍が特許を取得
- オマーン商工省は国内ワークフォース管理システムの強化に関わる2件の特許を発行
- 複数の商業施設が真正品と偽って模倣品のフィルターを販売していたことが発覚

◆ ニュース

1. 主要トピック

サウジアラビア

・苗字の商標登録規則をめぐる最新情勢¹²

根拠となる制定法の規定とサウジアラビア知的財産総局（Saudi Authority for Intellectual Property）の規則第5条(2)項の規定（当初の規定はイスラム暦1439年9月14日付の閣僚決定により示され、その後イスラム暦1442年10月20日付の閣僚理事会決定により修正された）に基づき、サウジアラビア知的財産総局理事会は改正規定を発行した。イスラム暦1442年1月11日に開催された理事会の会合において名字の商標登録に関する決議（イスラム暦1442年12月2日付決議）が採択されたのを受けて、イスラム暦1444年11月9日（西暦2023年3月3日）の理事会の際に執行委員会が示した提言について慎重に検討を重ね、かつ、イスラム暦1444年11月26日に行われた理事会（No.26/2023）の審議を徹底的に見直した上で、より幅広い公益の追求を目指して以下の規則改正が決定された。

名字の商標登録に関するガイドラインと条件の改定：

- ✚ 商標登録を希望する名字は、商業登記簿に記載された事項に合致していなければならない。
- ✚ 商標登録は、一般に認められた出願人の評判に係る商品および/または役務についてのみ認められる。

¹ <https://www.argaam.com/ar/article/articledetail/id/1665252> (2023.8.19)

² <https://www.economy-today.com/%D8%A7%D9%84%D8%B3%D8%B9%D9%88%D8%AF%D9%8A%D8%A9-%D8%AA%D8%B9%D8%AF%D9%8A%D9%84-%D8%B6%D9%88%D8%A7%D8%A8%D8%B7-%D9%88%D9%85%D8%B9%D8%A7%D9%8A%D9%8A%D8%B1-%D8%AA%D8%B3%D8%AC%D9%8A%D9%84-%D8%A7%D9%84/> (2023.8.20)

- ✚ 登録出願する名字が他の国においても登録されている場合、出願人は当該国が発行した登録証を提出しなければならない。
- ✚ 名字よりも広範囲の部族および氏族に関係する名称の登録は、今回の決定の適用外とされる。
- ✚ 改正された規則および基準は、名字に関わる商標譲渡の申請にも同様に適用される。

イエメン

・イエメンが商標に関するニース分類の第 10 版を採用

イエメン通商産業省の下位機関として同国の首都サナアに設置された知的財産保護総局 (General Administration for the Protection of Intellectual Property) は、ニース協定に基づく「商品および役務の国際分類」の第 10 版 (以下「第 10 版」という) を公式に採用した。当局はすでに「商品および役務の国際分類」第 10 版の採用を発表しているが、正式な告知はまだ行われていない。

当局が国際分類を採用した目的は、ニース協定の規定に従って商標登録の円滑化を図ることである。なお、こうした最近の展開は、オンラインによる電子商標出願システムの再承認に即したものであるという点に注目することが重要である。

パキスタン

・地理的表示の国際的保護に関するリスボン協定への加入準備を進めるパキスタン³

2023年8月11日、パキスタン知的財産機構 (パキスタン IPO; Intellectual Property Organization of Pakistan) の本部において省庁間連絡会議が実施され、2015年リスボン協定 (ジュネーブ改正協定) にパキスタンが加入する可能性をめぐって連邦の省庁と各州の当局がそれぞれの見解を示した。⁴

パキスタン IPO の長官を務める Shazia Adnan 女史は上記会議の出席者に対し、地理的表示 (GI) に関するパキスタンの制度や現在登録されている地理的表示について情報を提供した上で、2015年リスボン協定 (ジュネーブ改正協定) への加入をパキスタンが検討することの重要性を述べた。さらに、パキスタンの GI の国際登録を確保したいというパキスタン IPO の野心についても語った。国際登録すべき GI の例として特に挙げられたのは、その芳香で名高いパキスタン産の長粒種の米「バスマティ米」 (Basmati Rice) である。⁵パキスタン IPO の長官は、2015年リスボン協定 (ジュネーブ改正協定) について包括的な説明を行い、同協定に基づく 1 回の申請と手数料の支払により自国の GI を国際登録できるという制度を活用することで自国の資源の最適な利用が可能になるという事情を詳細に論じている。

リスボン協定に加入することにより、パキスタンは、1 通の申請書を WIPO に提出するだけで 80 余りの国において自国の地理的表示を保護することが可能になる。この効率化されたプロセスによって、パキスタンのビジネス環境は大幅に強化されるだろう。

³ <https://ipo.gov.pk/node/2583> (2023.8.11)

⁴ https://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_239.pdf (2015.5.20)

⁵ [Rice brochure \(tdap.gov.pk\)](https://tdap.gov.pk)

リスボン協定加入の動きは、バスマティ米、ピンクソルト（ヒマラヤ岩塩）、フンザ産のアンズ、チャウンサ（南アジア固有のマンゴー品種）、シンディ族の民族衣装アジュラック（ショール的一种）、ジアラット産の桜桃、ペシャワリ・チャバル（革製のサンダル）、キノー（柑橘類の一種）等々のパキスタン産品に新たな道を拓くものであり、これらの産品が広く認められた国家的なブランドとして世界市場に進出していくことを可能にする。

エジプト

・エジプト知的財産庁の設立⁶

エジプト・アラブ共和国はこのほど「2023年法律第163号」を制定した。この法律は、エジプト知的財産庁（EAIP；Egyptian Authority for Intellectual Property）の設立を定めている。EAIPの主な目的は、エジプトの知的財産制度を強化し、自国の持続可能な開発目標と国際的な責務に合致した制度を実現することである。

EAIPは、エジプトにおける知的財産権の規制と保護に関する責任を負い、これまで知的財産関連の複数の当局や関係官庁が分担していた業務を引き継ぐことになる。こうした業務の移転に伴い、弁理士の実務を定めた「1951年法律第23号」、知的財産権保護について定めた「2002年法律第82号」、特許協力条約による調査費用および維持年金の決定に関する「2012年法律第94号」に規定された役割も移転することになる。商標、意匠、特許および著作権の登録に関して、EAIPは主要な知財当局としての役割を果たしていく。「法律第163号」の公布を受けて、上記の省庁や当局において知的財産行政を担当する部局に所属していた職員たちも、今後はEAIPに異動する予定である。

EAIPは同法の施行日から1年以内、すなわち2024年8月7日までに設立されることになっているが、首相の承認を得ることを条件として6か月までの設立延期が認められる。

知的財産権の規制と保護に関わる自らの任務の遂行を目指すEAIPの活動には、以下のような業務が含まれる。

- ✚ 国家的知的財産戦略の策定および改定。
- ✚ 知的財産権保護のための登録、出願・申請、関係文書発行の管理。
- ✚ 知的財産制度のアクセス拡大を目的とした知的財産権に関する包括的なデータベースの構築。
- ✚ 研究者、発明家、スタートアップ企業、中小企業経営者が保護を確保し、利益を最大化できるようにするため、これらの者に対し各自のイノベーション、創作物その他の知的財産権の登録を奨励する。
- ✚ 国家所有の知財資産の評価と利用に関する政策を策定し、経済的利益を得るための知財資産の活用に関する教育を民間部門に提供する。
- ✚ 特許権者および商標権者に関する登録簿を作成する。
- ✚ 知的財産の重要性に関して啓発活動を行う。
- ✚ 知的財産権保護について責任を負う国際機関や地域団体との協力。

⁶ <https://www.docdroid.net/RsTBit4/kanon-rkm-163-lsn-2023-basdar-kanon-anshaaa-alghaz-alsmry-llmlky-alfkry-pdf#page=8> (2023.8.6)

- ✚ 知的財産権保護に関する法案作成に当たって情報を提供する。

今後、弁理士や知財専門家の登録や、知財関連の訴訟や係争に関与する専門家の選任は、EAIPによって管理される。さらに、知的財産の保護とエンフォースメントに関係する新たな法律や規則の策定に当たっては、EAIPが法的助言を提供することになる。

EAIPは、知的財産に関係するすべての事項について主導的な役割を担うとともに、知財関連の分野における戦略、開発および関係省庁との連携を監督することになっている。

2. 他のトピック

UAE

- ・知的財産と創造的コンセプトの保護に関する子供たちの理解を深めるためドバイ税関が児童向け啓発プログラムを実施（2023年8月2日）

<https://twitter.com/DubaiCustoms/status/1686696722745958400>

- ・ドバイ電力水道公社（DEWA）の研究開発センターが3D印刷、液体薬品、バッテリーソリューションに関するイノベーションについて特許を出願（2023年8月14日、2023年8月21日、2023年8月30日）

<https://wam.ae/en/details/1395303186362>

<https://www.gccbusinessnews.com/dewa-files-patent-for-chemical-liquid/>

<https://wam.ae/en/details/1395303189592>

<https://wam.ae/en/details/1395303191148>

- ・アラブ首長国連邦大学が全米発明家アカデミーの会員に（2023年8月22日）

<https://wam.ae/en/details/1395303188573>

- ・AIの時代に知的財産権が直面する諸問題を国際政府コミュニケーション・フォーラム（IGCF）が討議（2023年8月31日）

<https://wam.ae/en/details/1395303191571>

サウジアラビア

- ・SAIPと英国知的財産庁の協力関係を確立する覚書（MOU）の署名（2023年8月1日）

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1686400117606072320>

- ・サウジアラビアの宗教警察「勧善懲悪委員会」の委員長が国家知的財産サポートセンター・ネットワークに加入（2023年8月9日）

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1689193564045983744>

トルコ

- ・2023年7月10日、トルコ特許商標庁とWIPOが産業財産関連の紛争解決に関する覚書(MOU)に署名(2023年8月18日)

<https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/cooperation-between-turkpatent-and-wipo-in-the-field-of-alternative-dispute-resolution>

- ・トルコが現在実施中の「グローバル地理的表示キャンペーン」の活動内容と成果(2023年8月18日)

<https://twitter.com/CemilBASPINAR/status/1692435064557023571>

<https://twitter.com/CemilBASPINAR/status/1692435066926854400>

<https://twitter.com/CemilBASPINAR/status/1692435076829548724>

<https://twitter.com/mfatihkacir/status/1692223830419255558>

<https://twitter.com/TCSanayi/status/1690698830587514880>

<https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/eu-registration-for-three-turkish-products>

パキスタン

- ・第2回諮問会議が知的財産、遺伝資源、伝統的知識(GR&ATK)に関するWIPOの国際法律文書について協議(2023年8月2日)

<https://ipo.gov.pk/node/2581>

- ・ラホールを拠点として活動する「パキスタン米輸出業者協会」(REAP)をパキスタン知的財産機構(パキスタンIPO)が訪問(2023年8月28日)

<https://ipo.gov.pk/node/2593>

オマーン

- ・オマーンは知的財産の活用を通じて国内消費と輸出の両面で多彩な製品カテゴリーを享受(2023年8月5日)

<https://www.omanobserver.om/article/1141070/opinion/oman-establishes-own-brands-by-emulating-countries-in-exploitation-of-matured-and-expired-ips>

- ・潜水艇の船体メンテナンスと修理を行うロボットについてオマーン王立海軍が特許を取得(2023年8月7日)

<https://www.omanobserver.om/article/1141159/oman/rno-officer-gets-patent-of-robotic-device>

<https://timesofoman.com/article/134507-young-omani-obtains-patent-for-submersible-cleaning-robot>

- ・オマーン商工省は国内ワークフォース管理システムの強化に関わる2件の特許を発行(2023年8月12日)

<https://timesofoman.com/article/134718-ministry-grants-two-patents-to-support-the-national-workforce-system>

<https://www.thearabianstories.com/2023/08/13/omans-ministry-grants-patent-to-fishing-boat-tracking-device/>

<https://www.omanobserver.om/article/1141350/business/patent-granted-for-fishing-boat-tracking-invention>

・複数の商業施設が真正品と偽って模倣品のフィルターを販売していたことが発覚（2023年8月16日）

<https://pacp.gov.om/ar/Pages/NewsDetail.aspx?NewsID=11922>

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 78

[著者]

United Trademark & Patent Services



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2023年9月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、United Trademark & Patent Services が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。